⑸　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。
(a)は第１号２⑸(a)に同じ。
(b)　平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑷(ｱ)の要件を満たす工事の経験（以下「工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種ＪＶ等の乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験に限る。）。
工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
(c)から(11)までは第１号２⑸(c)から(11)までに同じ。
３　総合評価に関する事項
⑴　入札に関する事項
(a)は第１号３⑴(a)に同じ。
(ｱ)　法面工の品質確保に資する地質状況の把握及び施工方法の工夫とその効果
(b)、(c)は第１号３⑴(b)、(c)に同じ。
⑵　提案について
(a)　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「法面工の品質確保に資する地質状況の把握及び施工方法の工夫とその効果」についての評価の配点は30とし、指定テーマの得点（素点）を技術評価点とする。
(b)から(4)までは第１号３⑵(b)から(4)までに同じ。
４　入札手続等
⑴から⑸(c)までは第１号４⑴から⑸(c)までに同じ。
(d)　開札は、平成26年１月20日午後１時30分近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。
５は第１号５に同じ。
６　Summary
⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹　the same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the mountainside (No. 3) at Ogawadani

○第４号
１　工事の概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　和歌山地方合同庁舎電気設備工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　和歌山県和歌山市二番丁３
⑷　工事概要　庁舎　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）10階建（地下１階）延べ面積21,590㎡　新築１棟、立体駐車場　鉄骨造　２階建　延べ面積2,316㎡　新築１棟、自転車置場　鉄骨造　１階建　新築５棟、車寄せ庇　鉄筋コンクリート造　新築１棟
電気設備工事　新設一式
⑸　工期　契約締結の日の翌日から平成28年２月29日まで
⑹　工事種目　電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、駐車場管制設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、中央監視制御設備、撤去工事、仮設備工事、構内配電線路、構内通信線路
⑺　使用する主要な資機材
屋内キュービクル式配電盤　一式、ガスタービン発電設備　１台　直流電源装置　１組　複合ＧＲ型火災報知受信機　１台
⑻から⑽は第１号１⑺⑼⑽に同じ。
２　競争参加資格
⑴は第１号２⑴に同じ。
⑵　近畿地方整備局における平成25・26年度電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　近畿地方整備局における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑷は第１号２⑶に同じ。
⑸　平成10年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から５）までの要件をすべて満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
１）建物用途　下記ａ）、ｂ）又はｃ）の用途
ａ）事務所・庁舎
ｂ）事務所・庁舎部分の合計面積が、下記３）の建物規模以上ある複合用途建築物
ｃ）建物内の事務室、会議室、研修室及び研究室（実験室は除く）の合計面積が、その施設の延べ面積の過半である施設
２）階数　地上８階以上
３）建物規模　延べ面積10,000㎡以上
４）工事種目　電灯設備
５）上記１）から４）は同一工事の実績であること。
なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成10年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が、平成10年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記６）から９）までの要件をすべて満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
６）建物用途　下記ａ）、ｂ）又はｃ）の用途
ａ）事務所・庁舎
ｂ）事務所・庁舎部分の合計面積が、下記７）の建物規模以上ある複合用途建築物
ｃ）建物内の事務室、会議室、研修室及び研究室（実験室は除く）の合計面積が、その施設の延べ面積の過半である施設
７）建物規模　延べ面積3,000㎡以上
８）工事種目　電灯設備
９）上記６）から８）は同一工事の実績であること。
同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。
１）１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。
２）平成10年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した上記⑸１）から５）までの要件をすべて満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
３）は、第１号２⑸(c)に同じ。
４）配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。
なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記１）から４）までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記１）及び４）の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。